

実務講座

メンタルヘルス関連企業なら知っておきたい ストレスチェック制度が 企業責任に及ぼす影響

ストレスチェック制度が始まり、1年が経過しようとしています。電通の新入社員の自殺したケースを見ると、ストレスへの気づきから相談対応をし、長時間労働など職場環境改善を実施する必要性が高まりました。また、高ストレス者が補償の場面でどのように評価されるのかを考慮しなければなりません。

この度、メンタルヘルスを業とされている法人様、産業保健分野の専門家様、企業と接点を持たれている社会保険労務士様向けに、企業のメンタルヘルスケアの実務に関するセミナーを開催いたします。

今回は、「メンタルヘルス関連企業なら知っておきたいストレスチェック制度が企業責任に及ぼす影響」と題し、以下の各事項において、裁判例の分析も踏まえながら、実務上どのような影響を及ぼすのかを講義します。

▼労災申請や労災認定における、精神障害の発病の有無や発病時期、労災認定基準、業務上のストレスの評価 ▼損害賠償訴訟における、使用者の安全配慮義務の内容、使用者の過失の認定、労働者側の過失相殺 ▼ストレスチェックの実施や面接指導を担当する産業医の注意義務の内容

当職は、労働者の健康を守りつつ、企業が発展していけるよう、専門家の皆様と連携していきたいと存じます。年末でお忙しいと存じますが、皆様のご参加を心よりお待ちしております。



弁護士 佐久間大輔

講師紹介

弁護士 佐久間大輔 (つまこい法律事務所)
中央大学法学部卒業後、1997年に弁護士登録。一貫して、労災・過労死問題に取り組んでおり、書籍出版や法律雑誌への論文執筆も多数。2013年につまこい法律事務所を開設し労働問題を中心に業務を扱っている。

●所属
日本労働法学会、日本労働弁護団常任幹事、過労死弁護団全国連絡会議幹事

●最近の著作実績
「過労死時代に求められる信頼構築型の企業経営と健康な働き方」(労働開発研究会)

●最近の講演実績
「労働問題に精通した弁護士が繰り広げるモギ法廷～ストレスチェックに関連する想定事例を素材として」(日本産業衛生学会近畿地方会産業医部会)

日時 2016年12月13日(火)
13:00-15:00

参加費 : 無料

開催場所 : 東京都千代田区外神田1-18-19
新秋葉原ビル3階(秋葉原駅徒歩30秒)

特典 : 拙著「過労死時代に求められる
信頼構築型の企業経営と健康な
働き方」を贈呈いたします

申込み締切 : 11月30日(水)まで(先着20名)

参加希望の方は、FAXでお申し込みください。 FAX: **03-6806-0266**

貴事務所名		
ご芳名		
ご住所	〒	
ご連絡先	TEL:	FAX:
Eメールアドレス	@	